

平塚MAC会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は平塚MAC(Men's Active-life Club)(以下「会」という)という。

(所在地)

第2条 この会の所在地は会長宅におく。

(目的)

第3条 この会は男性の視点から男女共同参画推進社会の発展に寄与しながら、シニアライフを楽しく有意義に過ごすために、会員相互の親睦を深め、共に学びあい地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前第3条の目的を達成するため次の事業及び活動を行う。

1. 平塚市市民部男女共同参画推進室(現平塚市市民部人権・男女共同参画課)が企画する諸会合への参画及び支援
2. 市内ボランティアグループとの交流
3. 会員相互の親睦
4. 会員相互の同好会活動
5. 会員相互の知識の向上
6. 会員相互の健康寿命の増進
7. 会員相互の老後生活のあり方の追求
8. 市内をきれいにするための活動
9. その他、会の目的達成のために必要な活動

(事業年度)

第5条 この会の事業年度は毎年4月1日より翌年の3月31日とする。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 この会の会員は次の項に該当しているものとする。

1. 平塚市市民部男女共同参画推進室が企画した「男の講座」を終了した人
2. 会員より推薦があり役員会で承認された人
3. 応募により入会を希望し、役員会で承認された人

(入会)

第7条 本会の目的に賛同して入会届及び自己紹介カードを提出して、役員会の承認、会費の納入をもって会員の資格を得る。

(退会)

第8条 退会は本人が書面又はメール等で事務局に届け出する。但し、会費未納が1ヶ年を経過したときは、自動的に退会したものとする。

第3章 役員・顧問

(役員)

第9条 この会には次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1～2名
3. 幹事 若干名
4. 会計 1名
5. 事務局 若干名
6. 会計監査 1名

(役員を選任)

第10条 この会の役員は次の通り選任する。

1. 会長 会員の中から総会で選任する
2. 副会長 会員の中から総会で選任する
3. 幹事 会員の中から総会で選任する
4. 会計 会員の中から総会で選任する
5. 事務局 会員の中から総会で選任する
6. 会計監査 会長の指名により選任する

(役員職務)

第11条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長 この会を代表し会務の総てを統括する
2. 副会長 会長を補佐し、必要が生じたときは会長職務を代行する
3. 幹事 会の具体的運営にあたる
4. 会計 会計業務にあたり総会に報告する
5. 事務局 会の対外的窓口及び会員の入退会事務手続き等
6. 会計監査 会計監査にあたり総会に報告する

(役員任期)

第12条 役員任期は1ヶ年とし再選を妨げない。

(役員欠員)

第13条 役員に欠員を生じたときは、会長・副会長以外は役員会の判断で補充することができる。

(顧問)

第14条 この会に顧問をおくことができる。

1. 顧問は会員の中から会長が役員会に諮り選任する
2. 顧問は会長及び役員との諮問に応じ、会の発展に寄与する

第4章 総 会

(定時総会)

第 15 条 定時総会は原則として4月に開催し、招集は会長が行う。但し、集会が困難と役員会で判断した場合は、書面議決とする。

(定時総会の審査・承認・議決事項)

第 16 条 定時総会は、次の事項について審査・承認・議決をする。

1. 前年度の事業報告
2. 前年度の収支決算報告
3. 新年度事業計画案
4. 新年度予算案
5. 役員を選出
6. その他必要な事項

(臨時総会)

第 17 条 臨時総会は次の各号の一つに該当するときに開催する。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 役員 $\frac{2}{3}$ 以上が必要と認めたとき
3. 会員の半数以上が総会の招集を請求したとき

(総会の成立・議決)

第 18 条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状を提出したものは出席者とみなす。また議決は出席会員の過半数の同意をもって行う。

第5章 組 織・運 営

(役員会)

第 19 条 役員会は必要に応じその都度開催し、この会の運営に関する諸般の事項について審議・執行する。

2. 役員会の構成は会長・副会長・幹事・会計・事務局とする
3. 招集は会長が行う

(部)

第 20 条 この会は組織全体活動の他、同好会活動のための部を組織することができる。

2. 部を発足する手続きは発起人(代表者)が部の名称・目的・活動運営案及び部員予定者名簿を会長に提出する。
3. 会長は提出された「部発足願い」を役員会に諮り発足の可否を決定する。

4. 部は必要に応じて部則を定め、部費を徴収することができる

(専門部会・プロジェクト)

第 21 条 この会は役員会によって専門部会及びプロジェクトを設けることができる。

第6章 会 計

(運営資金)

第 22 条 この会の運営資金は会費・寄付金及び事業に伴う収入をもってあてる。

(会費)

第 23 条 この会の会費は年間1,000円とする。

(会費の返却)

第 24 条 納入された会費は返却しない。

第7章 会 則 の 改 廃

(会則の改廃)

第 25 条 この会則の改廃は総会に於いて行う。

付 則

この会則は平成12年6月17日より施行する。

1. 平成13年4月22日改訂
2. 平成15年4月19日改訂
3. 平成16年4月17日改訂
4. 平成17年4月16日改訂
5. 平成22年4月15日改訂
6. 平成25年4月18日改訂
7. 平成29年4月20日改訂
8. 令和4年4月21日改訂